

アドホック仲裁又は他の仲裁機関の仲裁規則に基づいて行われる仲裁において、当事者の合意に基づき、JCAA が仲裁人を選任する場合に適用される規則の新設

アドホック仲裁を行う合意の一部として、仲裁人選任を仲裁機関に託す合意をすることがある。また、仲裁機関 A の仲裁規則による仲裁を合意しつつ、仲裁人選任については仲裁機関 B に託する合意をすることもあり得る。このような仲裁人選任を JCAA に託す合意がある場合について、JCAA にはこの業務を行うために特化した規則は存在しない¹。もちろん、仲裁人の選任を委託しようとする両当事者と JCAA との間でこれに関する契約を締結すればできなくはないであろうが、どのようなサービスをどのくらいの費用で提供するかを予め明示していなければ、交渉に時間を要するだけでなく、そもそも JCAA に仲裁人選任を託すことないであろう。

これに対して、ICC を含む主要な仲裁機関は、このような場合に仲裁人の選任を行うための規則を一定程度整備している。そこで、主要仲裁機関の規定例を参考にしつつ、商事仲裁規則の規定を流用できるころはそのようにして、Appointing Authority を JCAA が務める場合の規則を新設する。

¹ UNCITRAL 仲裁規則はアドホック仲裁のための規則として作成されたものであるため、この規則は仲裁機関の存在は前提となっていない。そのため、JCAA の管理のもとで UNCITRAL 仲裁規則に基づく仲裁をする場合には、JCAA の UNCITRAL 仲裁管理規則が適用され、その第 8 条は JCAA が仲裁人選任を行う旨定めている。

仲裁人選任規則（英語名：Appointing Authority Rules）（案）

条項番号	ドラフト条項	参照条項	備考
第1条 （目的）	この規則は、当事者が、JCAA に対して仲裁人の選任権限を付与する旨の合意をした場合又はこの規則による旨の合意をした場合に適用される手続その他の必要な事項を定める。ただし、JCAA の UNCITRAL 仲裁管理規則によって補完される UNCITRAL 仲裁規則、商事仲裁規則又はインタラクティブ仲裁規則に基づく仲裁手続には適用されない。		他機関の仲裁規則に基づく手続の場合にも適用されることが前提。
第2条 （定義）	<ol style="list-style-type: none"> 1 この規則において「JCAA」とは、一般社団法人日本商事仲裁協会をいう。 2 この規則において、「当事者」とは、申請人、相手方又はその双方をいう。 3 この規則において、「書面」とは、電磁的記録を含む。電磁的記録とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。 	商事仲裁規則第2条がベース(ただし、申立人は申請人に変更し、被申立人は相手方に変更)。	
第3条 （言語）	JCAA と当事者又は仲裁人候補者との通信は、日本語又は英語によって行う。	商事仲裁規則第11条がベース。異なる点は、「仲裁人」を「仲裁人候補者」に修正した点のみ。	
第4条 （通信）	1 この規則により行う通知、提出及び送付（以下「通知等」と総称する。）は、別段の定めのある場合を除き、クーリエ便、書留郵便、電子メール、ファクシミリその他の合理的な方法によって行う。	商事仲裁規則第7条がベース。異なる点は、第7項から「仲裁人」を削除した点のみ。	

条項番号	ドラフト条項	参照条項	備考
	<p>2 通知等の宛先は、通知等の相手方の住所、居所、営業所、事務所（通知の相手方が法人その他の団体である場合には、その代表者の住所又は居所を含む。）、当該相手方が通常使用する電子メールアドレス又はファクシミリ番号（ただし、当該相手方が指定したものがあれば、その電子メールアドレスとする。）又は当該相手方が指定した宛先（以下「通知宛先」と総称する。）とする。</p> <p>3 通知等は、通知等の相手方がこれを受領することによって効力を生ずる。</p> <p>4 通知等の相手方がその受領を拒絶したときは、その発送の日から3日を経過した日（受領を拒絶した日が判明している場合には、その日）に受領されたものとみなす。</p> <p>5 当事者（通知等の相手方を除く。）が相当の調査をしたにもかかわらずその相手方の通知宛先を知ることができないときは、通知等の相手方の最後に知れたる通知宛先に対して発送することにより通知等を行うことができる。この場合において当該通知等は、発送の日から3日を経過した日に受領されたものとみなす。</p> <p>6 前項の規定により通知等が相手方に受領されたものとみなされた場合には、同人に対して行うそれ以降の通知等は、同項に定める方法によって行うことができる。</p> <p>7 当事者は、移転その他の事情により、通知宛先に変更が生じた場合に</p>		

条項番号	ドラフト条項	参照条項	備考
	<p>は、遅滞なく変更後の通知宛先を指定し、JCAA 及び他の当事者に通知しなければならない。</p>		
<p>第5条 (手続の期間)</p>	<p>1 この規則における期間の計算においては、初日を算入しない。</p> <p>2 この規則における期間の計算においては、非営業日及び祝日を算入する。ただし、当該期間の末日が通知等の相手方が所在する地における非営業日又は祝日であるときには、期間は、その翌営業日に満了する。</p>	<p>商事仲裁規則第 12 条 1 項及び 2 項と同じ。</p>	
<p>第6条 (申請)</p>	<p>1 申請人は、この規則に基づいて JCAA に仲裁人選任の申請をする場合は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「申請書」という）を JCAA に提出しなければならない。</p> <p>(1) この規則に基づく仲裁人の選任を JCAA に申請すること</p> <p>(2) 仲裁人の選任権限を JCAA に与える旨の当事者の合意</p> <p>(3) 当事者の氏名（当事者が法人その他の団体である場合には、その名称及び代表者の氏名）、住所及び判明しているその他の連絡先</p> <p>(4) 代理人を定める場合、その氏名、住所及びその他の連絡先</p> <p>(5) 既に一部の仲裁人が選任されている場合は当該仲裁人の氏名、住所及びその他の連絡先</p> <p>(6) 次の各号に掲げる事項を含む仲裁人の選任に関わる事項について、当事者間の合意又は申請人の意見があれば、その内容</p>	<p>商事仲裁規則第 14 条がベース。</p>	

条項番号	ドラフト条項	参照条項	備考
	<p>(a) 仲裁人の数 (b) 仲裁人の選任方法 (c) 仲裁地 (d) 仲裁手続に用いる言語 (7) 仲裁申立書及び答弁書（提出されている場合）</p> <p>2 申請人は、申請書とともに、前項（2）に定める合意及び（6）に定める合意がある場合は当該合意を含む書面の写しを JCAA に提出しなければならない。</p> <p>3 申請人は、申請の際に、第 11 条に定める申請費用を納付しなければならない。JCAA は、JCAA が指定した期限内に申請人が申請料金を納付しないときは、申請がなかったものとみなす。</p>		
<p>第 7 条 （申請の通知）</p>	<p>1 JCAA は、前条の規定に適合した申請がされたことを確認した後、遅滞なく、相手方に対し、申請があったことを通知する。</p> <p>2 相手方は、前項に定める通知を受領した日から 2 週間以内に、申請書に対する意見（JCAA が仲裁人を選任すべきではないと考える場合はその理由を含む。）を JCAA に提出しなければならない。</p> <p>3 JCAA は、前項の規定に従って相手方が提出した意見に正当な理由があると認める場合には、JCAA は仲裁人の選任をしないことができる。</p> <p>4 相手方が第 2 項に定める期限内</p>	<p>商事仲裁規則第 16 条がベース。</p>	

条項番号	ドラフト条項	参照条項	備考
	<p>に意見を JCAA に提出しなかった場合には、JCAA は、申請者の申請に基づいて仲裁人の選任を進めることができる。</p>		
<p>第 8 条 (選任業務の範囲)</p>	<p>JCAA は、仲裁人選任の申請に応じる場合には、申請の内容に応じて以下の業務を提供する。</p> <p>(1) 単独仲裁人の選任 (2) 仲裁人の数が複数の場合における 1 人又は複数の仲裁人の選任 (3) 仲裁廷の長の選任 (4) 仲裁人の忌避、解任、辞任又は死亡により、仲裁手続終了前に仲裁人が欠けた場合における補充仲裁人の選任</p>		<p>仲裁人の忌避・解任は、適用される仲裁法に譲る。日本の仲裁法が適用される場合には、第 18 条から第 21 条参照。</p>
<p>第 9 条 (選任及びその方法)</p>	<p>1 JCAA は、当事者の合意及び適用される仲裁規則に従い、仲裁人を選任する。</p> <p>2 仲裁人の選任方法について、前項に定める合意がなく、かつ、適用される仲裁規則がない場合には、JCAA は、当事者の意見を考慮しつつ、以下に定める手順に従い仲裁人を選任する。</p> <p>(1) JCAA は、複数の仲裁人候補者を掲載したリストを当事者に送付する。各当事者は、当該リストを受領した日から 1 週間以内に、JCAA に対し、異議のある仲裁人候補者についてはその旨を、その他の候補者については仲裁人として選任したい程度に応じて順位を付して、それぞれ JCAA に通知する。</p> <p>(2) JCAA は、両当事者から(1)に定める通知を受領した後又は</p>		

条項番号	ドラフト条項	参照条項	備考
	(1)に定める期限内にいずれかの当事者から当該通知を受領しない場合には当該期限が経過した後、速やかに、各当事者から示された順位その他の事情を考慮して仲裁人を選任し、速やかに当事者にこれを通知する。		
第10条 (免責)	JCAA 及び JCAA の役職員は、故意又は重過失による場合を除き、この規則に基づいて行われる手続に関する作為又は不作為について責任を負わない。	商事仲裁規則第13条がベース。	
第11条 (申請料金)	申請者がこの規則に基づく申請を行うにあたって JCAA に納付すべき申請料金は、1名の仲裁人の選任につき10万円に消費税を加えた額とする。		
附則	この規則は2021年7月1日から施行する。		